

○村松幸昌委員長 おはようございます。

定刻前でございますけれども、皆様おそろいですので、ただいまより予算決算審査特別委員会を始めさせていただきます。

皆様、御苦労さまです。

なお、鈴木浩己委員から本日欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された案件は1件であります。

議第13号「令和5年度焼津市一般会計補正予算（第9号）案」を議題といたします。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、議第13号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○秋山博子委員 それでは、歳入の21款5項5目、補正予算の予算書でいいますと15ページになりますけれども、21款5項5目で保険金収入とありまして、50万2,000円増額補正がありました。損害保険の収入と説明がありましたけれども、対象事件の内容はどういったものでしょうか。

○鈴木和幸公有財産課長 これにつきましては、公園施設に対する共済金ということで50万2,000円ということになってございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 公園施設の共済金というのは、もう少し具体的に中身を教えてください。

○鈴木和幸公有財産課長 公園のトイレの破壊行為がございまして、それに対する共済金ということになってございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 そういった破壊行為の事件があつて、それに対して50万円の保険金が払われたということですか。いつ、どの公園でそういったことが起きたのでしょうか。

○鈴木和幸公有財産課長 令和4年1月に柳公園というところで破壊行為があつたと。その修繕費に対する共済金ということになってございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 同じく14、15ページですけど、19款2項1目繰入金の中で財政調整基金繰入金11億4,997万4,000円、この減額というのは、歳出の予算の見込みが減になったという説明だったと思います。ここの基金の取崩しになった、減額するものになった、見込み減というふうになった大きな理由について、幾つか教えてください。

○青木雄一郎財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議案説明のときに詳細な説明じゃなくて、言葉足らずになっていますけれども、ふるさと納税のほうは歳入歳出、こちらは行ってこいになるんですけれども、それを除きますと、歳出のほうでは3億1,660万8,000円、歳入のほうで財調も除きますと8億3,336万6,000円、この差引き分11億4,997万4,000円、ここを財調の取崩しをやめるという形になります。

以上です。

○杉田源太郎委員 今のあれがよく理解ができないんですけど、ふるさとを除きというのは、ふるさととはここに入っていないよと。ふるさとのあれは入っていないと。歳出のほうで3億円、歳入のほうで8億円、その差し引き、それで11億円。

○青木雄一郎財政課長 最初に、ふるさと納税のほうだけで、そこを除きますと3億1,660万8,000円の歳出のほうの減額になります、まずは。歳入のほうも財調以外のところで増額になるものですから、その分を差し引くと財調のほうが減額になると、そういう形になります。

○杉田源太郎委員 減額になった、歳入で8億幾らかという金額に対して、大きなところというのは項目としてはどういうことですか。

○青木雄一郎財政課長 歳入のほうは増になります。歳出のほうが減になって、歳入のほうが増になりますけれども、大きくは、予算書を見ていただくと、2ページのところが一番分かりやすいと思いますが、10款の地方特例交付金、それから地方交付税、それから寄附金ということで、ここが歳入のほうは大幅に増になっている関係で財調のほうの取崩しをやめるという形になります。

以上です。

○杉田源太郎委員 これは、例年、大体同じような内容になっているということですか。

○青木雄一郎財政課長 例年、大きくはそういった形になります。財調取崩しをやめるというところで行きますと、2月補正か9月の決算のところの補正になってくると思います。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○秋山博子委員 補正予算書の17ページになります。歳出で2款1項5目庁舎管理費、説明で減額補正がありまして、1,394万4,000円減額ということでした。御説明では契約先の変更等ありましたけれども、電気契約先変更の理由は何かというのが1つ。

○村松幸昌委員長 1つずつ行きましょう。

○鈴木和幸公有財産課長 これにつきましては、電気料金が国の激変緩和措置でありますとか、電気事業者の自社支援というようなところで安くなったということから減額するということになってございます。電力の購入先としましては、中部電力ミライズということで変更してございません。

以上でございます。

○秋山博子委員 じゃ、契約先の変更はなかったということで、中部電力ミライズということですね。そうしたら、変更があった分だと思ったものですから、質疑を変えます。電気料金の単価というのは、今、幾らでやられていますか。

○鈴木和幸公有財産課長 現在、基本料金の単価が1,716円26銭、従量料金が夏季の従量料金で20円74銭、その他季で19円65銭となっております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、議第13号中、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (9:10~9:13)

○村松幸昌委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第13号中、市民福祉常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 16、17ページの2款1項24目の諸費のところの福祉費国庫等返還金について伺います。これは特定健診の心電図について後期分の錯誤があったためということですが、まず685万1,000円の内訳を伺います。

○鈴木利明国保年金課長 685万1,000円の内訳ですが、後期の健康診査委託料として681万1,409円で、それに関する特別対策補助金として3万8,664円ということで、合計685万1,000円ということになります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 健康診査委託料の681万円余と、あと、特別対策補助金として3万8,600円余の金額に内訳がされているんですけども、これは令和5年度分だけでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 年度につきましては、平成29年から令和3年度の5か年分ということになります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 平成29年からというと、令和3年の5年間でかなり長い期間なんですけれども、いつ頃これは判明されたか分かりますか。判明して指示が来たのはこの時期だということでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 この件につきましては、令和5年度中に県のほうから国保の特定健診の実態把握というような形でお話がありまして、それで調査をさせていただいて、今年度、判明したということになります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 今回の心電図だけ対象にならなかったということで錯誤になっているんですけども、心電図の項目というのは、1件幾らになりますか。

○鈴木利明国保年金課長 令和5年度の単価としましては1,430円ということになります。

○深田ゆり子委員 じゃ、この健康診査の委託料861万円割る1,430円で件数が出てくるということでもよろしいですか、令和5年度分は。令和5年度分だから、あれですね。各年度、何件分ずつか分かりますか。

○鈴木利明国保年金課長 修正前と修正後の差の差引き人数としまして、平成29年度が166人、平成30年度が537人、平成31年度が697人、令和2年度が1,683人、令和3年度が1,698人ということになっております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 今の人数は、差し引きした人数ですよ。実際に何人分の方が対象にならなかったか、その人数をお聞きしたんですけども。

○鈴木利明国保年金課長 現在、説明させていただいた人数がということになります。差引き人数ということです。

○深田ゆり子委員 心電図で差し引きした人数、心電図だけ駄目だよという、その人数が166人とかという人数でいいんですね。

かなり多い人数ではないかなというふうにも思いましたけれども、そもそも詳細な健康項目には、眼底と血清クレアチニンと心電図と貧血と4項目ありますけれども、心電図だけなぜ対象にならなかったのか、お聞きします。

○鈴木利明国保年金課長 眼底検査につきましては、上乘せ検査というものが実施をされておられません。それで、ほかのクレアチニン等につきましては、血液検査をするものですから、その中で対応できるということで、その手順が違うということではないということで、心電図についてのみ対象ということで、今回、返還という形で対応をさせていただいております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 詳細な健診の中に眼底検査は入っていて、そして、市の詳細な健康項目上乘せの部分については眼底検査が入っていないということですけども、こちらの詳細な健康項目の4つの中には眼底検査が入っていて、これは対象になっているんですよ。だから、その辺が焼津市には入っていないけれども、詳細なほうには入っていて、それはオーケーだということなんですよ。

○鈴木利明国保年金課長 眼底検査につきましては、眼底の詳細に該当する方だけが対象になりまして、これに対して、市独自の上乘せ検査というものは実施が対象となっておりますので、詳細な健診に該当した方だけという形になりますので、この中には含まれないということで考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 詳細な健康診査を先にやった中で心電図だけ駄目ですよと、今回、注意があったよということだと思うんですけども、錯誤になっておりますけれども、先にやる中で眼底検査はいいですよというふうなことになるものですから、これが今回の錯誤の対象にはならなかったという理由とかはあるんですか。

○鈴木利明国保年金課長 眼底検査につきましては、医師の判断の下で眼底検査を実施されているということで、今回の対象にはなっておりません。

○深田ゆり子委員 眼底検査はここのやり方を見ると、別に先にやってもいいんじゃないかなというふうにも受け取れました。

それで、健康診査を行う診療所は、市の上乗せ健診と詳細な健診の違い、実施方法については、周知というのはこれまでどのようにされてきましたでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 毎年、特定健診、健康診査、国民健康保険の特定健診、後期高齢者の健康診査の実施に当たりまして、医療機関等への説明会というような形で実施をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 ということは、全ての健康診査を実施しているお医者さんがそちらに来て、納得されているかどうかという、それはアンケートか調査で確認はしておりますか。

○鈴木利明国保年金課長 今回、全ての医療機関に対しまして、実施の可否を調査させていただいて、今回の返還金という形になりました。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

では、実施した中で、今まで先に詳細な健康診査をしているところは、もう間違いはないということが今後ははっきりしたということですよ。

○鈴木利明国保年金課長 今年度、実施をしているかというアンケートもさせていただいて、実施しておりますということで、全ての医療機関については、今年度、実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

そうしますと、今回は後期高齢者医療連合分なんですけれども、国民健康保険のほうも、今、課長が特定健診をやっているということで答弁がありましたので、国保のほうの返還金はないのでしょうか。

○鈴木利明国保年金課長 国保につきましても返還金というものは発生しておるんですけれども、今回、現計予算の中で差額があるものですから、その中で対応ということで、今回の国民健康保険の補正予算のほうには計上はさせていただいておりません。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 ちなみにお幾らぐらいですか。

○鈴木利明国保年金課長 今回の返還金につきましては10万8,000円という金額になります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○四之宮慎一委員 予算書のページが16、17ページの歳出、3款民生費、1項社会福祉費、2目の障害福祉費の名目が障害者自立支援給付事業費訓練等給付費が利用者増で当初の予算9億4,315万8,000円から4,647万4,000円の増ということなんですけど、最初の見込みの利用者人数とどれだけ増えたか、教えていただけますか。

○小野田 豊障害福祉課長 お答えします。

訓練等給付費につきましては、障害福祉法の定めるサービスの1つでありまして、その中の訓練等給付費の中でも今回増額補正させていただくものは、就労継続支援費、自

立訓練費、共同生活援助費となります。それぞれの推移でございますけれども、就労継続支援の利用者数の推移でございますが、就労継続支援もAとB型とあります。Aにつきましては、令和5年3月分が72件でございます。直近の令和6年1月分で87件と15件増加しております。Bにつきましては、令和5年3月分が281件、直近の令和6年1月分で298件と17件増加しております。A型、B型も増加しております。

次に、自立訓練の利用の推移でございます。自立訓練につきましては2つございまして、機能訓練と生活訓練がございます。機能訓練のほうですけれども、令和5年3月分が2件ございます。直近の令和6年1月分でも2件となっております。生活訓練ですけれども、令和5年3月分が6件、令和6年1月分が7件となって、増加しております。

最後に共同生活援助の利用の推移でございます。令和5年3月分が110件でございます。直近の令和6年1月分では136件と増加しております。

以上でございます。

- 四之宮慎一委員 自分の中で、訓練等給付費というのは、全部継続等訓練と一緒にということの増額ということで考えればいいですか。
- 小野田 豊障害福祉課長 今回、訓練等給付費負担金の4,647万4,000円、これは先ほどお話ししたように、障害者総合支援法に位置づけられた障害福祉サービスの1つであります。この中の訓練等給付費、その中にも幾つかサービスがありまして、それが就労継続支援費、自立訓練費、共同生活援助費が今回増額となったということでございます。

以上です。

- 四之宮慎一委員 ありがとうございます。
- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。
- 秋山博子委員 歳入のところで、予算書でいいますと11ページです。15款1項2目子どものための教育・保育給付費負担金が4,928万2,000円の増額補正とありました。これが御説明では公定価格の改定によるということだったんですけれども、こういった改定だったのか、その改定の内容を教えてください。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 今回、民間保育所等給付費と、令和5年12月に公定価格の改定がありまして、今回の改定は、人事院勧告による国家公務員の給与改正を踏まえて行われたものです。中身としましては、人件費分の5.2%の増を反映したものになりました。保育所で平均3.8%、幼稚園、地域型保育所では平均3.4%の増となっております。今回の改定による価格が令和5年4月1日に遡及をして適用というふうになります。

以上です。

- 秋山博子委員 そうすると、これは保育所に勤めている方たちの処遇改善ということになるということでしょうか。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 公定価格の中には処遇改善の価格が含まれておりますので、処遇改善になるでいいと思います。
- 秋山博子委員 そうしたら、議案説明のときに説明いただいたかもしれないんですけど、給付費対象になるのは、私立の保育所ということになるのでしょうか。それとも公立のことになるのでしょうか。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 対象は保育所の職員で、認定こども園等もあるんですが、市内にはないので、あとは小規模の保育事業所、それから、事業所内保育事業所、それ

から、新制度に移行した幼稚園が対象になります。

以上です。

- 秋山博子委員 つまり民間ということですね。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 はい。
- 秋山博子委員 分かりました。
- 村松幸昌委員長 もう一度そこを、民間か公立か。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 対象は民間となります。

以上です。

- 深田ゆり子委員 関連しまして、今のところですけども、保育士1人当たり幾らの上乗せに変更になるんでしょうか。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 処遇改善加算は、いろんな加算項目に入っているものから、1人当たりという計算が難しいんですけども、例えば定員90名の保育所の場合、ゼロ歳児1人当たりの基本分単価が公定価格の改定前が約17万3,000円だったところを改定後は18万1,000円となっています。

以上です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。
- 杉田源太郎委員 15款2項2目……。
- 村松幸昌委員長 ページ数を先に。
- 杉田源太郎委員 10ページ、11ページ、15款2項2目2節児童福祉費の補助金で22万9,000円の増額なんですけど、これで、子ども・子育て支援体制整備、説明の中で保育の質の向上のための研修事業に対する国の補助金というふうに説明があったと思います。この研修事業の内容というのは、具体的にどんな内容でしょうか。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 お答えします。

この歳入に係る財源を使つての事業は、歳出の3款3項1目児童福祉総務費の指導力向上支援事業費であります。内容についてよろしいですか。これは、就学前の幼児への指導支援の充実を図るために保育所や幼稚園などの指導者の指導力を向上させるための研修などを実施する事業でございます。

以上です。

- 杉田源太郎委員 この研修というのは、当然今までもずっとやられてきた研修の内容と同じだということですか。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 研修の内容につきましては、今までもこの事業自体は行われておりましたので内容としては同じなんですけれども、今まではどなたでも参加できますという形で、地域づくりの活動の一環としての研修という位置づけをしてまいりましたが、研修の内容が、専門性が高く、保育者向けの内容が多くなったことなどから、保育の質のための研修として内容に見合った補助を活用にすることにしたため、研修自体は同じなんですけれども、中身の専門性が濃くなったというところが変わったということです。

以上です。

- 杉田源太郎委員 中身は同じだけど、専門性を高めるために対象が絞られたということですよ。中身は同じだと言いましたよね。だけど、専門性を高めるためにもっと専門

的なというような、今の回答だったような気がするんですけど、そうすると、中身は変わってくるんですね。質が高くなったから増額になったということで、今までと同じであったら増額でなくてもよかったということにならないですか。

- 平岡雅子保育・幼稚園課長 研修としましては、やっているものは今から申し上げる研修会ですとか、そういったものでやっているのと同じなんですけれども、こういったものでやっているかといいますと、幼児教育推進会議ですとか、乳幼児教育研修会、それから、保育者資質向上研修等々、そういった内容のもので、やっている研修の名前としては同じものになります。

以上です。

- 杉田源太郎委員 金額が上がった理由を聞きたい。
- 村松幸昌委員長 杉田委員、もう一度確認をしてください。
- 杉田源太郎委員 名前は同じだけど、中身は違う。それで質が高くなった分、増額になったという、そういう理解でいいですか。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長 もう一回、先ほどの説明の繰り返しになってしまうかもしれませんが、保育の質の向上のための研修事業に対しての、今回、補助金を使うんですけども、当初は市町村振興会の助成金を活用していたということで、対象となる事業、これは地域問題の解決を図るですとか、一般市民の方を対象にということで始めたものだったんですけども、中身の専門性が高くなったというのを変わったということであれば変わったというふうになってしまうのかもしれませんが、専門性が高くなってきたことによって、保育所のみを対象とした研修内容のほうが増えてきてしまったために保育者のみを対象とした研修会ということで、それが補助対象になる本補助金を利用してこうということになったものです。
- 杉田源太郎委員 補助金が増えたもので、同じ内容でやっても支出が少し楽になったよと、そういうふうに解釈すればいいですかね。そういうふうに解釈します。
- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。
- 秋山博子委員 予算書の11ページになります。これも歳入なんですけれども、15款2項3目産婦健康診査事業費補助金52万6,000円の増額補正で、御説明では対象が拡大したことにより利用者増というふうに説明があったんですけども、対象がこういった対象からこういった対象が加わったことなんでしょうか、教えてください。
- 八木彩子健康づくり課長 秋山委員にお答えします。

国の実施要綱の改正が昨年度ありまして、市でも産後ケア事業の対象者を市内に居住する産後1年を経過しない母親及び乳児で、そのうち家族等から家事や育児の支援等を受けられない者で、出産後に身体的、精神的な不調があり、休養や栄養管理等の日常生活面において保健指導を必要とする者とか、育児不安が大きく、保健指導または育児指導を必要とする者と、あと、その他市長が支援を必要と認めた者というふうに市の要綱ではなっておりました。国の要綱の改正に伴いまして、もう少し幅広く利用をというような意味合いもありまして、産後ケア事業を必要とする者ということで要件が緩まったものですから、それで対象者が増加したもので増額補正をしたものです。

- 秋山博子委員 ありがとうございます。

そうすると、補正で何人から何人というふうな人数はどんなふうな推移がありますか。

○八木彩子健康づくり課長 人数というより、1回幾らということで委託契約しておりますので、今までの4月から12月までの見込みによりまして、産後ケア事業が宿泊型と2時間未満と2時間以上の日帰り型のサービス、それから、訪問型ということで4つのサービスがあるんですけれども、それぞれ宿泊型を13回、訪問型を7回、日帰りの2時間未満を26回、日帰りの2時間以上を29回ということで、それと、非課税生活保護者については、宿泊を2回、日帰り2時間以上を3回ということで、合計105万3,616円を見込んだものでございます。

○秋山博子委員 それが増えた人数ということですか。実績ということですか。

○八木彩子健康づくり課長 見込んだ人数というよりも、延べの件数ということになります。

○秋山博子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 10、11ページですけど、歳入の15款2項1目1節国庫支出金の中で、戸籍住民基本台帳の台帳費という形でマイナンバーカードの氏名のローマ字表記と、そこで103万4,000円、これは11月定例会の令和5年度の一般会計補正予算でも議決してあるんですけどということで、新たに補正対象事業として追加されたと説明があったと思います。この作業内容と振り仮名記載、それから、ローマ字記載が予想される件数というのはどのくらいですか。

○北川治恵市民課長 お答えします。

まず、作業内容についてでございますが、戸籍の振り仮名を付表システムに連携するための機能の追加、記載事項を追加するために必要なシステムの改修費用となります。これについてはシステム改修でございますので、業務委託により実施するものでございます。あとは、対象のものでございますが、作業は全て本籍地で行うこととなっておりますため、本籍地人口である13万8,000強のものが作業対象となる予定でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 最初の作業内容というのは、システムの変更なので、それは委託するよということ、今の説明だったと思うんですけど、これの金額については、内訳としてはどういうふうになっていますか。

○北川治恵市民課長 戸籍付表についてでよろしいでしょうか。

○杉田源太郎委員 はい。

○北川治恵市民課長 戸籍付表につきましては、従来、戸籍には振り仮名を振る欄がございませんでしたので、そちらに振り仮名を記載する項目をつくるシステム改修と、あとは、戸籍の付表に対して届出があった振り仮名を連携するためのシステム改修となります。

以上です。

○杉田源太郎委員 金額。

○村松幸昌委員長 金額。引き続き。

○北川治恵市民課長 まず、振り仮名記載についてのシステム改修について、今のものが合わせての委託となっております、合わせて266万2,000円となります。ただ、こちらにつきましては、現在、まだ交付決定がされておられませんので、交付決定後に契約とい

う運びになります。

以上です。

○杉田源太郎委員 266万円ということなので、今のここの補助金が103万4,000円増額になったということで、この増額分を含めて266万円という、そういうことでよろしいですか。

○北川治恵市民課長 そのとおりでございます。

○杉田源太郎委員 システムについては分かりました。

先ほどローマ字記載の予想されるものが、市民ほとんど13万8,000人と言いましたっけ。これは市の職員で全部やるということでもいいんですね。

○北川治恵市民課長 現在、予算計上しているものについてはシステム改修のみであり、国のスケジュールに沿って、その作業内容に合わせて、その手法については今後検討していくものでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 ということは、まだそれをどこかに委託するだとか、あるいは職員のほうでそれをやるのかということはまだ決まっていないよという、そういうことでもいいですか。

○北川治恵市民課長 そうでございます。もちろん戸籍の改修作業ですので職員が中心になることはもちろんでございますが、詳細なやり方については今後ということになります。

以上です。

○杉田源太郎委員 職員が中心になるのは当然だと思うんだけど、委託して何かやらなきゃならないといったときには、また補正で予算がつくという、そういうふうに解釈すればいいですか。

○北川治恵市民課長 必要に応じて予算のほうの計上をさせていただく形になると思います。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 14、15ページのところで、22款1項2目市債で、衛生費ということでごみ処理施設の整備事業、これは、今、志広組のほうでやっている（仮称）クリーンセンター、その建設に要する経費の変更に伴うものというふうに説明があったと思います。具体的に変更の内容について教えてください。

○服部正宏環境課長 杉田委員にお答えします。

（仮称）クリーンセンターの建設に要する経費の変更に伴うものの内訳はということですが、今回の歳入の増額につきましては、志太広域事務組合が行う（仮称）クリーンセンターの整備に要する経費の変更に伴いまして、起債対象事業費が増額になったことによるものであります。（仮称）クリーンセンターの整備に要する経費に係る予算につきましては志太広域事務組合となりますけれども、今回は残土処分に係る工事費の増額等によるものと聞いております。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、議第13号、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。10時5分に再開いたします。

休憩(9:55~10:04)

○村松幸昌委員長 定刻前ですけれども、全員おそろいでしたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第13号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡田光正委員 それでは、20、21ページの水産業費の漁港費1,095万円、県営漁港特定広域整備事業負担金1,095万円、これは県の工事関係、その辺の部分だという御説明がございましたが、ここで、いわゆるなぜ補正なのかというところで、逆に物価高騰重点支援資金がぼんと出てきたものでこれをやっているよという形なのか、ほかに使う道がなかったのかなど。ということで、なぜこれを補正でここへ出てきたのか、内容について具体的に教えてください。

○日下部 充漁港振興課長 お答えします。

今、委員がおっしゃいましたように、物価高騰重点支援ということで、国の追加工事という形になります。焼津地区におきまして、焼津南防波堤改良工事、また焼津内港6号の岸壁の被覆防食工事、それから、小川港しゅんせつ土砂処理工事が追加工事として国の工事としてありましたので、そちらを補正という形で対応させていただいております。

以上です。

○岡田光正委員 先にそっちをお金が出たからやるよということなんだけれども、基本的に今年度予算、来年度予算、それぞれ順番に決まってくると思うものですから、そこで急に物価高騰重点支援資金が出たからという形でやったというのは、ちょっと腑に落ちなかったものですからお聞きしたまでです。

急いでいただくというのは非常にありがたいことだものですから、その辺、今後きちっと説明できるようにお願いできたらと思って。

以上です。

○日下部 充漁港振興課長 今、委員がおっしゃいましたように、計画でやっていると思うんですけれども、国のほうで来年度事業に入っているものの前倒しでこちらはやっていただくという形になるものですから、計画の中の前倒しという形で捉えております。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○奥川清孝委員 ページ数、20、21ページをお願いいたします。8款5項6目18節の負担金補助及び交付金ですけれども、金額は小さいですけれども、50万3,000円の公園維持

管理費、こちらのほうの補正について、説明では公園施設の建設事業の負担金の増というお話でしたけれども、もう少し具体的に教えていただきたいですけど。

○新村浩三都市政策部次長 お答えします。

公園維持管理費につきましては、先ほどお話がありましたように、指定建設事業負担金としてのものがございますけれども、こちらにつきましては、令和4年に柳公園のトイレのほうの破損がございまして、そちらのほうにつきましては、破損ということで、実際には、歳入については、全国の市有物件の作業共済会のほうからお金を支払えるというところの流れがございまして、こちらの歳入が今年度あったものですから、こちらの歳入に伴いまして、今回、実際には指定管理者のほうに歳出として負担金として修繕費のほうを支払うという流れになってございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 当初の18節の負担金補助及び交付金、これは、今、当初予算がないものであれなんですけど、20万円か、そのぐらいだったと思うんですけども、それが50万円上乗せをするということですか。

○新村浩三都市政策部次長 こちらにつきましては、施設の修繕費に実際に50万円強かかってございまして、こちらのかかった分につきまして、その分の補正をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、議第13号中、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

それでは、再開します。

次に討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第13号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手総員であります。よって、議第13号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本日の予算決算審査特別委員会を閉会いたします。

皆様、大変御苦労さまでした。

閉会 (10:11)